

公正な事業慣行

行動指針の浸透

「行動指針」は、遵法精神と企業理念に基づく行動のあり方を示した規範であり、凸版印刷(株)が創立100周年を迎えた2000年6月に制定しました(→P33)。

2010年11月には全面改定を行い、「トッパングループ行動指針」として国内外を含めたグループ全社に適用することとし、共通の規範に基づいたコンプライアンスの一層の徹底に取り組んでいます。この行動指針は経営環境や社会情勢の変化などを踏まえ、毎年内容の見直しを行っています。

■ 行動指針推進リーダー制度

「行動指針推進リーダー制度」は、トッパングループの各事業所で、行動指針の周知徹底を行う責任者とリーダーを選任し、業務に直結した取り組みを継続して行う制度です。2016年度はグループ全体で741名のリーダーが選任され、うち女性は82名(11.1%)、2004年の制度開始から現在までのリーダー経験者は、のべ8,322名となりました。リーダーは、行動指針の読み合わせや事例を用いた討議などを行い、職場にコンプライアンス意識を根付かせる活動を行っています。

■ 行動指針関連ツールの活用

身の回りで起こりうる事例を題材としたQ&A集「行動指針ケースブック」を全従業員に配布し、推進リーダーが各職場で行う浸透活動などで活用しています。

また、行動指針に関するトピックスを「行動指針通信」として定期配信し、意識向上と注意喚起を図りました。

トッパングループ・ヘルプライン

法令違反や不正を発見した場合、自分の上司に報告・相談することを原則とし、それでも解決できない場合は、内部通報制度「トッパングループ・ヘルプライン」で通報することができます。この制度は、パート・アルバイト・派遣社員を含めたグループ全社の全従業員が利用できます。2016年度は、パワハラなど2件の通報がありました。適切に対処するとともに、再発防止に向けた対策を講じました。

コンプライアンスの徹底に向けた取り組み

■ 行動指針推進リーダー研修

2016年度も、行動指針推進リーダーを対象とした集合研修を実施しました。前期は5月から9月に全国で47回実施し、614名が受講しました。後期は11月から3月に全国で42回実施し、523名が受講しました。

この研修では、実際に起こった事件や事故を題材としたケースメソッドを用いて、グループ討議を行うなど、研修の実効性を高める工夫を行っています。

■ コンプライアンスセミナー

2016年度は、外部講師(国広総合法律事務所 弁護士 國廣正氏)を招き、『コンプライアンスを企業の強みに』と題するセミナーを開催しました。取締役および管理職層を中心に、748名が受講しました。また、ポスターを制作し、コンプライアンスの重要性について、トップメッセージを発信しました。

■ 取引関連法規の遵守

下請法の遵守、不正な輸出入取引の防止のため、教育と運用状況の確認・監査を継続的に実施しています。2016年度は下請法に関する教育を1,053名が受講し、34部門で監査を実施しました。また、外国為替及び外国貿易法による輸出規制の集合研修を149名が、eラーニングを8,432名が受講し、15部門で監査を実施しました。

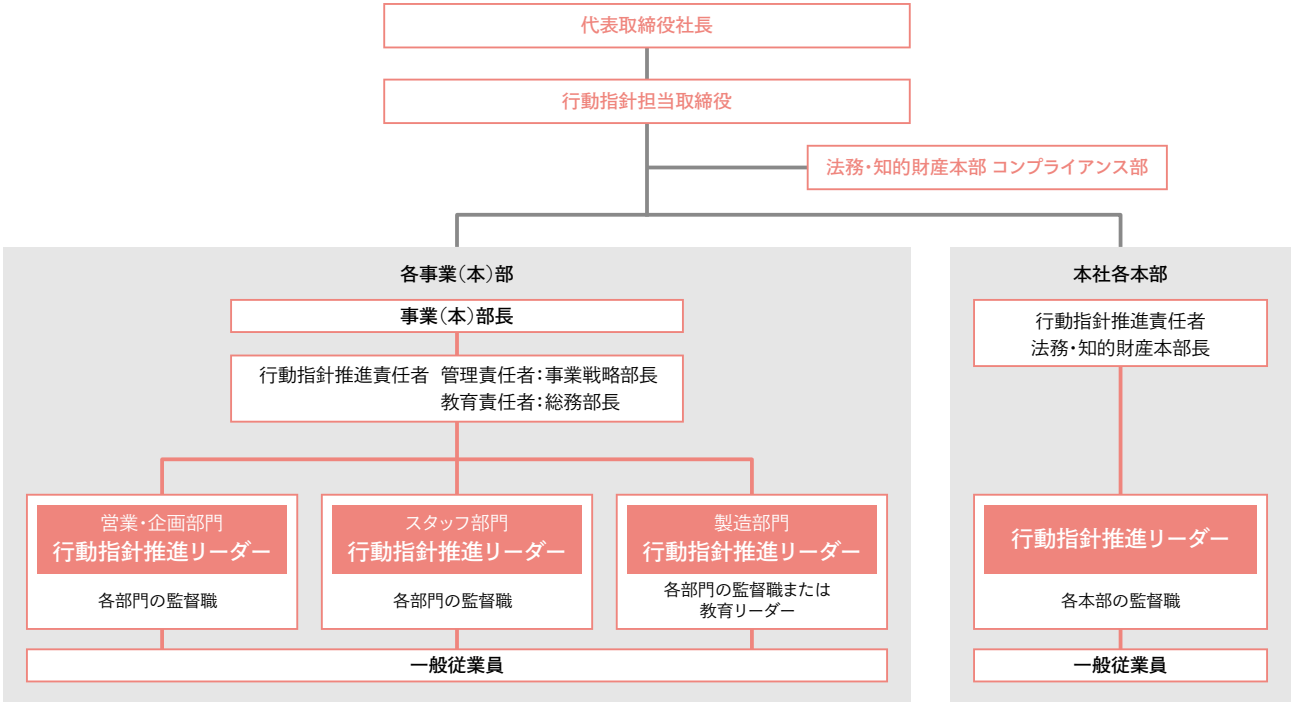
■ 腐敗防止

トッパンは、「国連グローバル・コンパクト」に参加し、腐敗防止を支持するとともに、「トッパングループ行動指針」にて、「贈賄や不適切な接待をしない」を定め、その徹底を図っています。2016年度は、「贈賄防止管理規程」を制定し、法務担当取締役を贈賄防止統括責任者とする遵守体制を構築しました。今後は、関連部門と連携して、社内研修を実施し、贈賄防止のさらなる徹底を図っていきます。

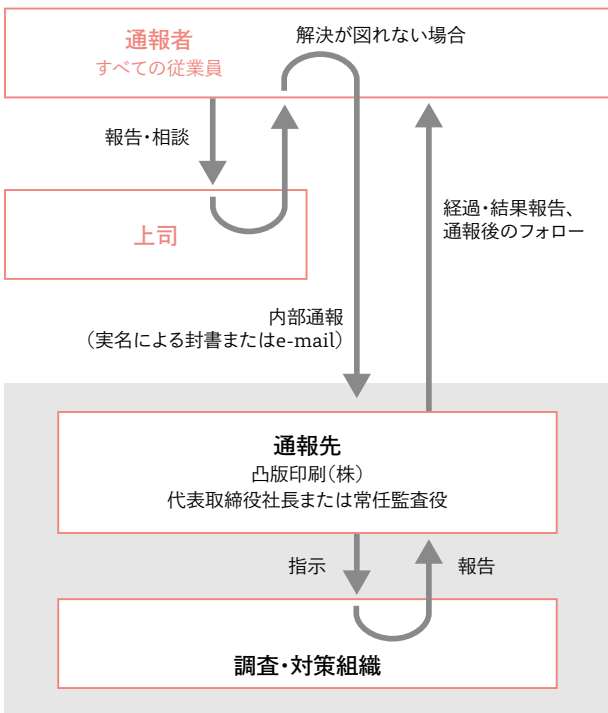
■ コンプライアンスの状況

2016年度に、事業活動における重大な法令違反や事故は、発生しておりません。

■ 行動指針推進体制



■ トップグループ・ヘルプライン



コンプライアンスセミナーの開催

コンプライアンス意識を喚起するポスター

知的財産面における取り組み

情報コミュニケーション、生活・産業、エレクトロニクスの3分野で事業を展開するトップンにとって、知的財産の保護や管理は重要な取り組みのひとつです。自社の技術やビジネスモデルの特許を取得するだけでなく、著作物や商標など他者の権利を侵害しないようにする取り組みにも注力しています。その一環として、社内教育はもちろんのこと、取引先を含めた研修会も継続的に開催しています。ここではデザインなどに関する社内事例を用いて、法的な基礎知識を具体的に解説しています。

CSR調達推進

取引先との協力・連携により、CSRへの取り組みをサプライチェーン全体で推進しています。取り組みの指針となる「トッパングループCSR調達ガイドライン」は、調達業務にかかわるすべての従業員が守るべき基本的な考え方である「調達基本方針」と、取引先に遵守を要請する「CSR調達基準」で構成されています。2014年1月には、グローバルに重要視されている人権・労働・環境・腐敗防止の4つを明記したガイドラインへ改定し、2015年度までに2,068社の取引先へガイドラインを説明し、2016年度は、さらに取引先7社へ説明を行いました。

環境分野では、個別に「原材料含有化学物質管理基準」や「森林資源の持続可能な利用に配慮した用紙調達ガイドライン」などを設け、取り組みを進めています。

■ 紙の原料となる木材の合法性調査

森林資源の持続可能な利用のため、紙の原料となる木材が合法的に採取されたものであるかどうかの確認

を行っています。2016年度は、調達金額の99.6%にあたる国内外の取引先20社26拠点を対象に調査を実施し、そのすべての木材が合法的に採取されたものであることが確認できました。

■ 調達部門のコンプライアンス推進

調達部門が、取引先に対して調達基本方針に基づく適正な対応をすることができているかどうかを確認するためのモニタリングを定期的実施しています。

2016年度は、10社の取引先にアンケートを実施し、その結果に基づいて調達活動の改善を行いました（2008年以降累計96社に調査実施）。また、取引先からの通報窓口となる「サプライヤーホットライン」^{*}もWebサイト上に設置しています。

^{*} http://www.toppan.co.jp/corporateinfo/our_suggestion/supplier_hotline.html

■ トッパングループCSR調達ガイドライン

調達基本方針

- 私たちは、すべてのお取引先様に対して公平に窓口を開放します。
- 私たちは、国内外の諸法規を遵守し、企業倫理に基づいた公正な取引を行います。
- 私たちは、調達活動を通じて得た情報は厳格に管理します。
- 私たちは、環境保全と環境への負荷軽減に努めます。
- 私たちは、市場ニーズに応えるためQCD(品質、コスト、供給)を追求します。
- 私たちは、お取引先様との相互協力と信頼関係の構築に努めます。
- 私たちは、CSRへの取り組みをサプライチェーン全体で推進します。

CSR調達基準

1. 基本的調達基準

- 1) 品質の維持・向上
- 2) 適正な価格
- 3) 安定供給
- 4) 製品の安全
- 5) 情報の管理
- 6) 法令や社会規範の遵守
- 7) 公正な事業活動
- 8) 知的財産権の保護・尊重
- 9) 通報者の保護
- 10) 情報の開示

2. 人権・労働・環境・腐敗防止に関する調達基準

- 1) 人権
企業活動に関係するすべての人の人権を尊重する。また、自らの活動が直接的・間接的に人権を侵害することがないようにする。

2) 労働

- ① 強制労働の禁止
- ② 児童労働の禁止
- ③ 差別の禁止
- ④ ハラスメント行為の禁止
- ⑤ 労働者が保有する権利の尊重
- ⑥ 労働安全衛生の確保
- ⑦ 適切な賃金の支払い
- ⑧ 適切な労働時間管理
- ⑨ 雇用の安定への配慮と、雇用主の義務の遵守

3) 環境

現地の環境関連法令を遵守するとともに、大気、水質、土壌の汚染防止に努める。また、資源の使用と排出の継続的な測定・評価を行い、環境負荷の改善に努める。

4) 腐敗防止

贈収賄、汚職、不適切な利益の供与・受領、強要、横領などを禁止し、これらの行為を防止する。

行動指針

基本原則1 基本的人権を尊重する

1. 個人の多様な価値観を認め、人格と個性を尊重する
2. いかなる差別行為も行わない
3. セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントをしない

基本原則2 高い倫理観を持ち、良識ある社会人として行動する

〈業務遂行において〉

1. トップグループの一員として、誇りをもって行動をする
2. 違法な行為やルール違反を黙認しない
3. 海外の文化や習慣を尊重する

〈私生活において〉

4. 他人の迷惑となる行為をしない
5. 飲酒運転をしない
6. 違法な薬物を所持・使用しない
7. 賭博行為をしない

基本原則3 法令および社内規程を遵守し、公正に業務を遂行する

〈法令遵守〉

1. 談合やカルテルをしない
2. 協力会社に対する不正行為をしない
3. 競争会社に対する不正行為をしない
4. 架空取引をしない
5. ビジネスパートナーの立場を尊重し、取引先と適正な関係を構築する
6. 贈賄や不適切な接待をしない
7. 違法な政治献金や寄付をしない
8. インサイダー取引をしない
9. 不正な輸出入取引をしない
10. 児童労働や強制労働をしない
11. 海外事業において国際ルールや現地の法令に違反しない

〈社内規程遵守〉

12. 職場の規律や秩序を守る
13. 会社の許可なく他で就労しない
14. 会社との利害が相反する行為をしない
15. 私的な便益やリベットの受領や提供をしない
16. お客様からお預かりした資産を適切に管理する
17. 会社の資産を適切に管理・使用する
18. 適正な手続きを経た問題提起者に不利益を与えない
19. 自らの職務を誠実に全うする
20. 迅速で適切な報告を行う

基本原則4 反社会的勢力との一切の関係を遮断する

1. 反社会的勢力とは、一切の取引を行わない
2. 反社会的行為に加担しない
3. 違法な利益供与をしない

基本原則5 品質の向上に努め、お客様の満足に資する作品を提供する

1. お客様のために最善を尽くし、信頼関係を築く
2. 全ての工程において、品質向上に努める
3. 製品やサービスの安全・安心を十分に確保する
4. 他人の知的財産権を侵害しない

基本原則6 事業に関わる情報の重要性を認識し、適切に管理する

1. お客様に関わる情報を守る
2. 会社の秘密情報を守る
3. 個人情報を適切に取り扱う
4. 情報や記録の適切な管理に努める

基本原則7 地球環境の保全に積極的に取り組む

1. 事業活動における環境負荷の低減に努める
2. 環境に配慮した事業を推進する

基本原則8 変化を捉え、新たな可能性に挑戦する

1. お客様に変化を捉えた提案を行う
2. お客様のニーズに応える技術開発を促進する
3. 問題意識を持って、現状の改善に努める
4. 自らの知識、技能、技術の向上に努める
5. 知的財産を確保し、活用する

基本原則9 社会貢献活動や適切な情報開示を通じて社会からの信頼を醸成する

1. 会社の社会貢献活動や地域貢献活動に積極的に参加する
2. 技能や文化の発展、伝承に貢献する
3. 適切な情報開示を行い、事業活動の透明性を高める

基本原則10 個々の力を結集し、グループ総合力を最大限に発揮する

1. 明るく活気のある職場づくりに努める
2. 安全で清潔な職場づくりに努める
3. トップブランドに誇りを持ち、その醸成に努める
4. グループ会社が相互に協力し合い、総合力を最大限に発揮する

2000年6月制定 2010年11月改定

トップグループ 情報セキュリティ基本方針

私たちトップグループは、情報コミュニケーション産業として、事業に必要な情報の管理が、お客様の信頼に応え、トップグループの持続的な発展を図るために、経営上の重要課題であることを認識し、トップグループを挙げて情報セキュリティ管理に取り組みます。

1. 私たちは、法と社会秩序を遵守のうえ、社内の規程類に則り、当社の事業に必要な情報を適切に管理します。
2. 私たちは、情報を収集するにあたっては、正当な目的および方法をもってこれを行います。
3. 私たちは、お客様より預託を受けた情報について、お客様の信頼に応えるべく、安全に情報を管理します。
4. 私たちは、私たちの取り扱う情報資産について、不正なアクセスまたは滅失、毀損、改ざん、漏えい等の危険を深く認識し、必要かつ合理的な安全対策を講ずるとともに、問題が発生した場合は、適切かつ速やかに対処し是正します。
5. 私たちは、情報セキュリティマネジメントシステムを構築、運用、維持し、さらに継続的に改善を図ります。

2001年4月1日制定 2011年8月1日改定